

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水）

午後 0 時 3 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 本日の議事日程について

(2) 陳情・請願の取扱いについて

(3) 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の改正について

(4) その他

5 閉 会

~~~~~

出 席 委 員（ 5 名 ）

委員長 奥 岩 浩 基 副委員長 米 本 隆 記

委 員 今 城 雅 子 委 員 森 岡 俊 夫

委 員 山 路 有

~~~~~

## 欠 席 委 員（ 0 名 ）

~~~~~

出 席 議 員（ 2 名 ）

議 長 岡 田 啓 介 副議長 永 井 章

～～～～～～～～～～

当 局 出 席 者

事務局長 三 上 洋 事務局次長兼総務課長 深 田 龍

～～～～～～～～～～

議 会 担 当 職 員

書 記 長 瀬 尻 か お り 書 記 近 藤 隆

～～～～～～～～～～

1 開 会

(午後0時30分 開会)

○奥岩委員長 それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

協議に入ります前に、組合議会議員の異動について報告をさせていただきます。議会閉会中に、南部町議会選出の景山議員が任期満了となられ、新たに景山議員が選出されておりますので、御報告させていただきます。

～～～～～～～～～～

2 協 議 事 件

○奥岩委員長 それでは、日程第2、協議事件に入りたいと思います。

(1) 本日の議事日程についてを議題といたします。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 それでは、本日の議事日程について説明させていただきます。資料1の定例会の全体の日程(案)を御覧いただけますでしょうか。

この議会運営委員会に引き続きまして、午後1時から組合議会定例会を開会させていただきます。

本日の議事でございますが、諸般の報告といたしまして、説明のために出席を求めた者の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告と、先ほど奥岩委員長から御報告がありました、本組合議会議員の異動報告をしていただきます。

次に、議会閉会中に選任いただきました各常任委員、議会運営委員の選任報告をしていただきます。委員の選任状況につきましては、資料2の名簿のとおりでございます。

また、景山議員の民生環境常任委員、ごみ処理施設等調査特別委員及び予算審査特別委員への選任報告をしていただきます。

次に、閉会中に開催されております総務消防常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果も併せて報告していただきます。

次に、新たに組合副管理者に就任されました陶山副管理者の紹介をしていただきます。

続きまして、日程第１の議席の指定につきましては、景山議員の議席の指定を行っていただきます。

次に、日程第２の会議録署名議員の指名につきましては、奥岩議員と山本議員を指名していただきたいと思います。

次に、日程第３の会期の決定につきましては、本日１日でお諮りいただきたいと思います。

日程第４でございますが、議案第１１号と日程第５の報告第２号の、併せて２件を一括議題としていただき、管理者の提案理由の説明の後、日程第６の組合事務一般に対する質問に移っていただきたいと思います。

一般質問につきましては、全議員にお知らせしておりますけれども、通告はございませんでした。それから日程第７の議案質疑につきましても、こちら全議員にお知らせしておりますけれども、通告はございませんでした。

なお、議案第１１号の決算認定につきましては、７名の委員で構成する決算審査特別委員会を本日設置いたしまして、当該委員会に付託することについてお諮りいただいた後、特別委員の選任を行っていただきたいと思います。

ここで、正副委員長の互選及び委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、常任委員会を総務消防、民生環境の順に開催いただき、終了後に決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の順に開催していただきたいと思います。

本日の常任委員会は、付託議案はございませんが、それぞれ所管事務調査が予定されております。

なお、民生環境常任委員会では、所管事務調査の前に正副委員長の互選を行っていただきます。

また、予算審査特別委員会におきましては、奥岩委員長から辞任願が提出されておりますので、まず、辞任許可についてお諮りいただいた後、正副委員長の互選をお願いいたします。

本会議再開後は、まず、議長から民生環境常任委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いただきます。

続きまして、議案第１１号の決算認定でございますが、決算審査特別委

員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたら、これを日程に追加としまして、議題とすることをお諮りいただいた後、採決していただきたいと思います。

以上が、本日の定例会の全日程でございますが、本日は本会議終了後にごみ処理施設等調査特別委員会の開催が予定されております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥岩委員長 ただいま担当から、本日の議事日程についての説明がございましたが、御意見、質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

〔「はい」と声あり〕

○奥岩委員長 では、ないようですので、本日の議事日程につきましては、このとおりといたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、協議事件（２）陳情・請願の取扱いについてを議題としたいと思います。担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、陳情・請願の取扱いについてということで、こちらは前回１０月２８日の議会運営委員会におきまして、米子市議会の取扱いに沿った形でということで委員の皆様にご了解をいただいたところでございます。

陳情につきましては、賛同議員がついた場合に審査をするというところが確認されていまして、米子市議会を参考に事務の流れを作成させていただきました。

資料４－１のほうで事務の流れの内容と関係条文を記載させていただいております。

主なものを説明させていただきますが、グレーで色塗りしたところが主に職員がする事務となります。

１ページ目１番で請願書・陳情書の提出を受けまして、２ページ目の２番でその写しを全議員へメールにより配付をいたしまして、陳情賛同議員があれば審査となりますので、５番で賛同議員の結果を提出者へ通知するということとなります。

続いて、６番で当日の議会運営委員会におきまして委員会付託などについて御確認をしていただきます。

続いて、３ページ目の７番の本会議では委員会に付託していただいて、８番の委員会審査という流れになります。

提出者より意見陳述の希望があれば、冒頭で参考人招致を諮った上で審査という流れになります。

参考人による説明で、その後、参考人に対する質疑、それから賛同議員さんは原則説明をしていただきまして、それに対する質疑ということになります。

討論におきましては、原則全委員さんに採決に向けた賛成、反対の意見を言っていただきます。それから採択、不採択の採決という流れでございます。

それから太字のほうで委員会の開催順について記載させていただいておりますけれども、前回の議会運営委員会で、提出者が委員会で意見陳述、説明をされる場合に、待ち時間が長くないように対応をするようにとの意見をいただいたところでございます。

議会運営委員会の申合わせでは、常任委員会の順番が総務消防、民生環境常任委員会ということになっております。

また、こちらのほうには記載はしておりませんが、ごみ処理施設等調査特別委員会も含めまして、参考人さんを招致する場合には委員会の開催順番を変更する。要は委員会を優先的に開催することで、参考人さんをお待たせしないような対応ができるのではないかと考えております。

続いて9番の休憩に入りますけれども、こちらのほうが、職員のほうで委員会の音声を聞き取りまして、採決結果を集約の上、委員長報告を作成し、正副委員長、委員の皆様にご確認いただくことが必要になってまいりますので、こちらはおおむね30分から40分程度お時間をいただきたいと思いますと考えております。

続いて10番の本会議に入りまして、委員長報告、報告に対する質疑、討論を経て採決というのが流れでございます。

それから11番のほうで審議結果を提出者へ通知するというのが一連の流れでございます。とおおむねこのような形で事務を進めさせていただきたいと思っております。

続いて資料4-2のほうはフロー図をつけております。こちらのほうが流れ的には非常に分かりやすいかと思いますので、こちらのほうも御確認お願いいたします。

続いて資料4-3のほうでは、委員会において説明をされます参考人さんと賛同議員の席の配置図を示したものでございます。

それからですね、前回の議会運営委員会で陳情書の提出期限を開会日のおおむね2週間前、それから賛同議員の報告期限を開会日の2日前と提案させていただきましたけれども、事務の流れを精査しております中で、組合議会の会期が1日しかない中で陳情審査をするかどうか、直前にならないと分からない、いわゆる当日の議事日程がはっきりしないという不都合が生じるのではないかと考えております。

それによって、例えば議員の皆様方への議案の送付が開会日の1週間前でございますので、賛同議員の報告を8日前にさせていただければ、議案

送付に合わせてはっきりした明確な議事日程をお知らせすることができるのではないかと考えております。

よって、そこから逆算いたしまして、陳情書の提出期限を2週間前を延ばして3週間前ということで提案をさせていただいて、委員の皆様にも御確認いただきたいと考えております。

今後、実際、提出がありまして事務を進めていく上で不都合や疑義が生じるようなことがありましたら、また協議させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○奥岩委員長 担当からの説明でした。資料4-1の内容につきましては、前回の委員会で皆様御確認いただきましたところを事務局のほうで取りまとめさせていただいております。何点かお話があったかと思うんですけど、前回の委員会で御提案ありました、陳情が出た場合、参考人招致する場合はということで、先ほど御説明のとおり、委員会開催順番を変更し柔軟に対応させていただきたいという提案です。

あと2点が、先ほど御説明がありましたが、賛同議員さんの報告期限、こちらのほうが、前回の委員会では2日前までとお話をして皆さん御了承いただいたんですが、事務のほうを見直したところ、8日前のほうでさせていただきたいということと、それに伴いまして陳情書の提出期限も前回は2週間前というお話をしていたんですが、こちら3週間前というような御提案がございました。

あと資料の4-3のところ、実際に参考人さんがいらっしゃった際の参考人さんの席と賛同議員さんの席が図のようになりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、前回の委員会からの変わったところと事務局からの提案でございますが、委員の皆様、意見等ございますでしょうか。今城委員。

○今城委員 確認をさせていただいて、先ほどのフロー図なんですけども、資料4-2。提出期限が3週間前の正午ということで、これは分かりました。ここに括弧づけで、土日祝日を含む3週間前というふうになっておりまして。あと、この賛同議員の報告期限は2日前から8日前というので、ここには土日祝日を含まない8日前というふうになっているんですけど、これで運用するということでよいですね、という確認です。

○奥岩委員長 瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 おっしゃるとおりでございます。賛同議員の報告期限は土日祝日を含まないといったしたのは、例えば連休があった場合に、議案送付の1週間前に間に合わない場合がございますので、土日祝日を含まないということでさせていただきました。

以上でございます。

○奥岩委員長 よろしいでしょうか。

○今城委員 はい。

○奥岩委員長 ほか、ございますでしょうか。それでは、ないようですので、今御報告ありましたとおり、また御提案ありましたとおり事務を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事件（３）鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則及び鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の改正についてを議題としたいと思います。

担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 そうしますと、まず、米子市議会と標準市議会の会議規則及び標準市議会委員会条例を基に改正する、また、委員会のオンライン開催については米子市議会が対応していないことから除外して改正されているということから、それに合わせるということで委員の皆様にご確認いただいたところでございます。

それで法制担当と調整を行いまして、最終案を取りまとめさせていただきましたが、追加させていただく条項が何点かございまして、色塗りさせていただいております。

この変更するところは、運営する上で内容が変わるものではございませんで、条文の表記の適正化を図ったものなどでございます。ですので、こちらの内容につきまして御確認をいただきましたら、前回の委員会で御確認いただきました個人情報保護条例の改正と併せまして、２月定例会への上程の準備を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○奥岩委員長 以上、担当からの説明でした。御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。森岡委員。

○森岡委員 すみません、５ページの西部広域の条項なんですけども、１０８条と１１８条が、これ何て言うんですかね。上の括弧書きが消してあるじゃないですか。これはもうなくなるということで理解してよろしいのか、何もしないで１０８条になるということですかね。

○奥岩委員長 瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 こちら、表題を削除するだけでございます。１０８条につきましては、記名投票または無記名投票による表決とはあるんですけれども、１０７条や１１７条にある表題、投票による表決ということには変わりありませんので、こちらの１０８条と１１８条の表題は削除させていただきました。

投票による表決というのが、第１０７条と第１０８条、それから第１１

7条と第118条のそのいずれにもかかった表題ということで御理解をいただけたらと思います。

○奥岩委員長 森岡委員。

○森岡委員 そうすると、108条、118条は表題がなく条項として残すということなんですけど、あまり何か見たことないというか、そんなことがありますか。

例えばね、117条の続きでというふうに思えば、ではそれを2とか3とかという番号で付して107条に統合するとか、普通は117条に統合するとかいう形を取るんじゃないかなあ。と思うんですけど、そんなものなんですか。

○奥岩委員長 瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 こちらについては法制担当と調整を行いまして、こういう表題があることでちょっと分かりにくいのではないかとということで、削除したほうがいいじゃないかという御指導いただきましたので。割とこういった例もあるということは伺っております。

〔「あるならよろしいです。」と森岡委員〕

○奥岩委員長 ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 それでは、ないようですので、以上のように事務を進めさせていただきますと思います。

次に、協議事件（4）その他でございますが、当局及び委員の皆様から何かございますでしょうか。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 すみません、1つお知らせがございます。組合議会の個人情報保護に関する条例と条例施行規程につきまして、また改正する必要が出ておりました。実は昨日、全国市議会議長会から情報提供があったものでございます。

こちらはデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして番号利用法が改正されまして、番号利用法の第2条に新たに第8項が新設されたことによりまして、以下の項番号が順次繰り下げられることから、条例の改正の必要が出てまいりました。

それから、健康保険証や運転免許証のマイナンバー一体化に伴う関係施行令や施行規則が一部改正されることに伴いまして、こちらも組合議会の個人情報保護に関する条例施行規程を改正する必要があります。何分、昨日資料提供があったものでして、皆様に資料のほうがお配りできてないんですけれども、全国市議会議長会より条例（例）が来ておりますので、法制担当とともに内容を精査いたしまして、委員の皆様は随時情報提供させていただいて、ほかの条例と併せて2月定例会に上程ということで考え

ております。

以上でございます。

○奥岩委員長 ほか、当局、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「当局からはございません」と三上事務局長〕

○奥岩委員長 議長、副議長ございますでしょうか。

〔「ございません」と岡田議長〕

~~~~~

### 3 閉 会

**○奥岩委員長** そういたしますと、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。

午後0時49分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

奥 岩 浩 基